

役員及び評議員の報酬等に関する支給の基準

[令和7(2025)年5月26日制定]

[令和7(2025)年12月24日改正]

(目的)

第1条 この基準は、学校法人金蘭会学園（以下「学園」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第6条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、寄附行為第15条第2項に規定する理事長をいう。
- (3) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、役員又は評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、理事又は評議員のうち職員を兼ねる者については、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員の職務執行にともない生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 理事長に対しては、報酬を支給するものとし、その額は別表第1に定める。
- 2 常勤の役員に対しては、報酬を支給するものとし、その額は別表第2に定める。
- 3 非常勤の役員に対しては、報酬を支給するものとし、その額は別表第3に定める。
- 4 評議員に対しては、日当を支給するものとし、その額は別表第4に定める。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 役員及び理事長に対する報酬の支給の時期は、毎月21日（支給日が休日又は土曜日に当たるときは、これを前日に繰り上げる。）に、その月の全額を支払う。
- 2 評議員には、評議員会へ出席するために出校した都度、日当を支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 4 役員及び理事長に対する報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第5条 役員及び評議員には、次のとおり旅費を支給するものとする。
- (1) 常勤の役員 別表第5に定める額に基づく。
 - (2) 非常勤の役員 別表第6に定める額に基づく。
 - (3) 評議員 別表第7に定める額に基づく。
- 2 役員及び評議員が、職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の計算)

第 6 条 月の途中における就任、退任、又は解任いずれの場合も、当該月の報酬額を全額支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この基準により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 8 条 学園は、この基準をもって、私立学校法第 100 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 9 条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(退職金)

第 10 条 役員には、退職金を支給しない。

(改廃)

第 11 条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この基準は、令和 7 (2025) 年 5 月 26 日 (定時評議員会の終結後) から施行する。ただし、この基準の施行の際現に在任する役員に対しては、令和 7 (2025) 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 「役員の報酬に関する規程」(令和 2 (2020) 年 3 月 25 日制定) は、「役員及び評議員の報酬等に関する支給の基準」と改める。

附 則

この基準は、令和 7 (2025) 年 12 月 25 日から施行する。

別表第1（理事長の報酬）

役職名	報酬の額	備考
理事長	月額 400,000 円から 850,000 円の範囲内で、 理事会において定める	別表第2 又は別表第3に定める 理事の報酬は別途支給する

別表第2（常勤の役員報酬）

役職名	報酬の額
理 事	月額 30,000 円
監 事	月額 300,000 円

別表第3（非常勤の役員報酬）

役職名	報酬の額
理 事	月額 50,000 円
監 事	月額 120,000 円

別表第4（評議員の日当）

	日額
評議員会への出席	10,000 円

別表第5（常勤の役員の旅費）

旅費の区分		支給額	備考
職務執行のため 出張した場合	鉄道費	旅客運賃	(1) 特急料金、普通急行料金及び座席指定 料金は片道 100km 以上の旅行に対して 支給する。 (2) 新幹線は新大阪を起点として、米原又 は相生以遠の場合に利用できる。
	船賃	実費	
	航空費	実費	
	車賃	実費	
	日当	3,000 円/1 日	
	宿泊料	1 泊 15,000 円を限 度として実費支給	

別表第 6 (非常勤の役員の旅費)

旅費の区分		支給額	備考
理事会等会議への出席		公共交通機関による実費	(1) 特急料金、普通急行料金及び座席指定料金は片道 100km 以上の旅行に対して支給する。 (2) 新幹線は新大阪を起点として、米原又は相生以遠の場合に利用できる。
職務執行のため出張した場合	鉄道費	旅客運賃	
	船賃	実費	
	航空費	実費	
	車賃	実費	
	日当	5,000 円/1 日	
	宿泊料	1 泊 15,000 円を限度として実費支給	

別表第 7 (評議員の旅費)

旅費の区分		支給額	備考
評議員会への出席		公共交通機関による実費	(1) 特急料金、普通急行料金及び座席指定料金は片道 100km 以上の旅行に対して支給する。 (2) 新幹線は新大阪を起点として、米原又は相生以遠の場合に利用できる。